

平成20年3月31日

総務局

大規模災害時における応急復旧活動拠点の確保について

首都直下地震など大規模な災害が発生した場合、全国から警察・消防・自衛隊等の救出救助部隊や、電気・ガス等のライフライン復旧部隊が応援のため被災地に派遣され、応急復旧活動を行います。

これらの活動を迅速に行うには、派遣された部隊が活動するための拠点をあらかじめ確保することが重要です。

このため、都は、東京都地域防災計画に基づき、救出救助部隊等の活動拠点として、現在都立公園等15ヶ所を指定していますが、このたび、新たな活動拠点として、区部に21ヶ所ある清掃工場を利用できるよう、東京二十三区清掃一部事務組合との間で協定を締結しましたので、お知らせします。

1 協定の目的

大規模災害時における救出救助部隊・ライフライン復旧部隊等の活動拠点の確保

2 対象施設

別紙のとおり

3 協定の相手方

東京二十三区清掃一部事務組合（管理者 多田正見 江戸川区長）

4 協定の締結日

平成20年3月31日

5 清掃工場を利用するメリット

- (1) 現在活動拠点の空白地域となっている環状7号線内側や区部南部に配置されている。
- (2) 敷地内に部隊車両の駐車スペースが確保できるとともに、建物内の会議室等を隊員の待機場所として利用できる。
- (3) 24時間稼動しており、夜間休日に災害が発生した場合でも対応が可能である。
- (4) 全国から派遣される応援部隊にとって、工場の煙突がランドマークになる。

問い合わせ先

総務局総合防災部

広域連携担当 電話 03-5388-2560（都庁内線）25-095

震災対策担当 電話 03-5388-2537（都庁内線）25-060

施設名	所在地
1 中央清掃工場	中央区晴海五丁目2番1号
2 港清掃工場	港区港南五丁目7番1号
3 墨田清掃工場	墨田区東墨田一丁目10番23号
4 有明清掃工場	江東区有明二丁目3番10号
5 新江東清掃工場	江東区夢の島3番地
6 品川清掃工場	品川区八潮一丁目4番1号
7 目黒清掃工場	目黒区三田二丁目19番43号
8 大田清掃工場	大田区京浜島三丁目6番1号
9 多摩川清掃工場	大田区下丸子二丁目33番1号
10 世田谷清掃工場	世田谷区大蔵一丁目1番1号
11 千歳清掃工場	世田谷区八幡山二丁目7番1号
12 渋谷清掃工場	渋谷区東一丁目35番1号
13 杉並清掃工場	杉並区高井戸東三丁目7番6号
14 豊島清掃工場	豊島区上池袋二丁目5番1号
15 北清掃工場	北区志茂一丁目2番36号
16 板橋清掃工場	板橋区高島平九丁目48番1号
17 練馬清掃工場	練馬区谷原六丁目10番11号
18 光が丘清掃工場	練馬区光が丘五丁目3番1号
19 足立清掃工場	足立区西保木間四丁目7番1号
20 葛飾清掃工場	葛飾区水元一丁目20番1号
21 江戸川清掃工場	江戸川区江戸川二丁目10番地